

臨時免許状取得に必要な書類と記入上の注意

1 教育職員免許状授与(検定)願 (規則第1号様式)

本籍地 都道府県名のみ記入してください。

氏名 戸籍に記載されている字体を楷書で正確に記入し、フリガナをつけてください。(旧字体や異字体も正確に記入してください)

免許状の種類

下記のいずれかを記入してください。

幼稚園助教諭免許状・小学校助教諭免許状・中学校助教諭免許状・高等学校助教諭免許状・特別支援学校助教諭免許状・特別支援学校自立教科助教諭免許状・養護助教諭免許状

教科又は特別支援教育領域

小学校(義務教育学校の前期課程を含む)

「全科」と記入してください。

中(義務教育学校の後期課程を含む)・高等学校

下記の教科の内から記入してください。

国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、家庭、地理歴史、公民、工芸、書道、看護、情報、農業、工業、商業、英語等

特別支援学校 下記の特別支援教育領域の内から記入してください。

視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由、病弱者

特別支援学校自立教科

下記の内から記入してください。

理療、理学療法、音楽、理容、美術、工芸、被服

幼稚園・養護 何も記入しないでください。

2 履歴書(規則第2号様式)

学業 小学校から最終学校(大学通信教育を含む)までを記入し、修業年数も記入してください。

(例) 昭和○年○月○日から昭和○年○月○日まで ○○市立○○小学校 6年

小中学校について、入学・卒業月日が不明の場合は、それぞれ4月1日、3月31日としてください。

高等学校以降は、卒業証書等で確認し、正確に記入してください。

業務 職歴を年月日順に記入してください。該当がない場合は、「勤務先」欄の最上部に「なし」と明記してください。

免許状 所有している教育職員免許状(臨時免許状も含む)を全て記入してください。該当がない場合は、「免許状の種類・教科」欄の最上部に「なし」と明記してください。

(例) 平成19年3月23日 中学校教諭2種免許状・国語

平18中2第123号 高知県教育委員会

賞罰 賞罰の内容を記入してください。該当がない場合は、「なし」と明記してください。身上に関する事項

婚姻・養子縁組による改姓、本籍地変更等があれば記入し、戸籍抄本等を添付してください。該当がない場合は「なし」と明記してください。

3 最終学校卒業証明書・最終学校成績証明書

臨時免許状申請時に高知県公立学校臨時教員として在職し、過去10年以内に高知県教育委員会への臨時教員出願時に提出していれば不要です。これ以外の者は、提出してください。

また、海外の大学の卒業証明書、成績証明書を提出する場合は、和訳と一緒に提出してください。

4 宣誓書（要領第1号様式）

現に公立学校の教育職員として在籍する者は省略可能です。公立学校の教育職員以外の者は、「在職証明書」の提出により代えることができます。

5 身体に関する証明書（要領第2号様式）

現に公立学校の教育職員として在籍する者は省略可能です。公立学校の教育職員以外の者は、「在職証明書」の提出により代えることができます。

（1）検査項目の全てが記入できる医療機関で受診してください。

（2）証明日から6か月間有効としますが、証明日から3か月を経過している場合は、申立書（別紙様式）を、併せて提出してください。

（3）臨時教員出願又は採用時に提出した健康診断書が、上記内容を満たすときは、改めて「身体に関する証明書」を提出する必要はありません。

6 副申書

国立学校の場合は校長名の、私立学校は理事長名の副申書（様式は任意ですが、記載内容に、職名、採用予定日、教科等、免許状所有者を雇用できない理由、採用予定者を適当と判断した理由を含めてください。又、臨時免許状を更新する場合は、普通免許状取得に向けての現在の取組状況なども含めてください。）を提出してください。

※ _____ 部分は特に重要ですので、記載漏れのないようにしてください。

7 手数料

免許状1枚につき3,400円分の高知県収入証紙（四国銀行・高知銀行等で販売しています。）

複数教科（領域）等の場合でも、「1 教育職員免許状授与（検定）願（規則第1号様式）」の免許状の種類毎に1枚の免許状を交付します。

8 その他の書類（必要に応じて提出するもの）

- ・ 戸籍抄本

卒業証明書等の氏名・本籍地が現在の氏名・本籍地と異なる場合

- ・ 申立書（要領第3号様式）

身体に関する証明書の証明日から3か月を経過する場合

- ・ 保健師又は看護師若しくは准看護師免許状（写）

養護助教諭免許状を申請する場合で免許法第5条第1項第2号に該当する場合

- ・ 在職証明書

公立学校の教育職員以外の、現に教育職員として在籍する者で、宣誓書・身体に関する証明書の提出に代える場合

※ 臨時免許状の有効期間3年が経過しようとする者が、同種の当該臨時免許状を再度取得しようとする場合は、在職証明書（国立学校は学校長名で、私立学校は理事長名で証明する。様式は任意です。）と所有する臨時免許状の写し（国立学校は学校長名で、私立学校は理事長名原本証明してください。）を提出すれば、宣誓書、卒業証明書、成績証明書、身体に関する証明書の提出に代えることができます。

ただし、有効期間満了後は、改めて新規に申請していただく取扱いとなりますのでご注意ください。なお、再取得の申請受付は、有効期限の1か月前からとなっております。

※ 発行した免許状については、勤務先に送付いたします。（ご自宅への送付を希望する場合は、別途ご連絡ください）

提出先 〒780-8570（この県庁専用郵便番号により住所が省略できます。）

高知市丸ノ内1丁目7番52号 高知県教育委員会事務局

小中義務教育学校 小中学校課人事担当（経由） 088-821-4639

県立学校 高等学校課人事担当（経由） 088-821-4852

国・私立学校 教職員・福利課人事企画担当 088-821-4903